

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市人権尊重のまちづくり条例（平成25年坂出市条例第19号）の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざすため、パートナーシップおよびファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者または性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方または双方の子、父母、3親等内の親族その他市長が認める者が、そのパートナーの双方およびこれらの者と家族として協力しているまたは協力し合うことを約した者の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者
 - ア パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他自治体のファミリーシップ制度を含む。）にないこと。
 - イ パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意していること。
 - ウ 15歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の親権者の同意を得ること。
 - エ 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方または双方と生計を一にすること。
- (5) 宣誓 パートナーシップにある双方が、市長に対し、パートナーシップであることまたはファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を3月以内に予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないことおよび相手方以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者が民法第734条から第736条までの規定により、婚姻することができない続柄でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）

は、市職員の立会いのもとパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方または双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し等（宣誓日以前3月以内のもの。）
- (2) 本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内のもの。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

2 宣誓者がファミリーシップの宣誓をしようとする場合（前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時にしようとする場合に限る。）は、前項各号に掲げる書類に加え次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書。ただし、やむを得ない事由により署名することが困難であると市長が認めるときは、市長が適当と認める方法により、署名に代えることができる。
- (2) ファミリーシップ対象者と宣誓者（既に宣誓を行っている者を含む。）の家族関係を証明する書類その他これに準ずる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(本人確認)

第5条 宣誓者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出するときに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第6条 宣誓者およびファミリーシップ対象者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓における氏名について通称名（戸籍以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を、第4条の宣誓を行うときまたは第9条第1項第1号の規定により氏名もしくは通称名の変更があったときもしくは同項第4号の規定によりファミリーシップ対象者を追加するときに提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない者が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写しを交付し、第4条第1項第2号に掲げる書類の提出後に証明書および証明カードを交付するものとする。

2 前条の規定より通称名を使用したときは、当該通称名および戸籍に記載されている氏名を証明書および証明カードに記載するものとする。

3 第1項の規定による証明書等の交付については、次に掲げる部数を宣誓者に対し交付するものとする。

- (1) 証明書および宣誓書の写しについては1部
- (2) 証明カードについては、宣誓者分はそれぞれに1部、ファミリーシップ対象者分はファミリーシップ対象者欄に当該対象者名を記載したものをそれぞれに1部

(証明書等の再交付)

第8条 宣誓者は、証明書および証明カードを紛失し、毀損し、または汚損したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により市長に対し証明書および証明カードの再交付の申請をすることができる。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付の申請があった場合は、証明書および証明カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届(様式第5号。以下「宣誓内容等変更届」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者またはファミリーシップ対象者の氏名または通称名に変更があったとき。
- (2) 宣誓者またはファミリーシップ対象者の住所に変更があったとき。
- (3) 宣誓者またはファミリーシップ対象者の電話番号に変更があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。
- (5) ファミリーシップ対象者の全部または一部と、ファミリーシップを解消するとき。
- (6) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。
- (7) ファミリーシップ対象者が第2条第4号アからエまでのいずれかに該当しなくなったとき。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項各号(第2号および第3号を除く。)の規定により宣誓内容等変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、証明書および証明カードを再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 証明書および証明カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に交付を受けた証明書およ

び証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方または双方が市外に転出したとき（やむを得ない事情で一時的に転出する場合を除く。）。

(4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条第2項の規定により交付を受けた証明書および証明カードの返還を求められたとき。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 宣誓者の双方が死亡したときは、当該宣誓者のファミリーシップ対象者が、第1項の規定により返還届に交付を受けた証明書および証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

（他の自治体との連携を図る場合の取扱い）

第10条の2 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「**構成**自治体」という。）において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本市に住所を異動後も引き続きパートナーシップまたはファミリーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、所定の事項を自書したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）（以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) **構成**自治体が交付した証明書

(2) 住所地の変更を証する書面

3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である**構成**自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、継続申告者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5 継続申告者には、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

6 宣誓者が**構成**自治体へ転出し、**構成**自治体に継続申告に係る書類として本市が交付した証明書を提出した場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

（パートナーシップの宣誓の取消し）

第 1 1 条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書および証明カードの交付を受けたことまたは交付を受けた証明書および証明カードを不正に利用したことが判明したときは、当該パートナーシップの宣誓の証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓の証明を取り消した場合は、第 7 条の規定により交付した証明書および証明カードの返還を求めるものとする。

（宣誓に関する申立て）

第 1 2 条 宣誓書（宣誓内容等変更届を含む。）および証明書に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第 7 号。以下「申立書」という。）を提出することにより、証明書および証明カードから当該氏名を削除するよう申立てをすることができる。ただし、未成年の者にあつては、満 1 5 歳に達した日以後に当該申立てをすることができる。

2 第 5 条の規定は、前項の規定により申立書の提出をする者について準用する。この場合において、第 5 条中「宣誓者」とあるのは「第 1 2 条第 1 項の規定により申立書を提出する者」と、「宣誓書」とあるのは「申立書」と読み替えるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により申立書が提出されたときは、その内容を審査し、宣誓者およびその申立てをした者以外のファミリーシップ対象者に対し、当該申立てをした者の氏名を削除した証明書を交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により証明書を交付する場合は、第 7 条の規定により交付した証明書の返還を求めるものとする。

（周知啓発）

第 1 3 条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ、多様な性自認と性的指向等について、市民、事業者および教育機関に対し、周知啓発に努めるものとする。

（委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（令和 7 年 月 日要綱第 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の坂出市パートナーシップの宣誓の取

扱いに関する要綱第7条第1項に規定する様式により交付されたパートナーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ宣誓証明カードは，改正後の坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項に規定する様式によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードとみなす。

付 則（令和7年10月1日要綱第34号）

この要綱は，令和7年10月1日から施行する。

(表面)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

坂出市長 殿

私たちは、坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条の規定に基づき、(□パートナーシップ・□ファミリーシップ) にあることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ

氏 名

フリガナ

通 称 名

生年月日

年 月 日 (歳)

年 月 日 (歳)

住 所

電 話

【ファミリーシップ対象者】

フリガナ

氏 名

フリガナ

通 称 名

生年月日

年 月 日 (歳)

年 月 日 (歳)

住 所

戸籍上の関係

【15 歳未満の者の親権者】

【代筆者】

フリガナ

氏 名

住 所

備考

※証明書発行枚数

- 1 パートナーシップ宣誓者およびファミリーシップ対象者の欄は自署してください。
やむを得ない場合は、代筆が可能です。
- 2 15 歳未満の者については、親権者の自署による同意が必要です。
- 3 ファミリーシップ対象者が 3 人以上となる場合は、宣誓書を複数枚使用してください。

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードを返還いたします。

要 綱		確認事項（該当するものに☑を付してください。）	
パートナ ーシッ プ	第 2 条	お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティであること。	☐
	第 3 条	双方が民法第４条に定める成年に達していること。	☐
		次のいずれかに該当すること。	☐
		①双方が坂出市に住所を有していること。	☐
		②一方もしくは双方が３か月以内に坂出市内へ転入を予定している。 氏名： 転入予定日： 年 月 日 氏名： 転入予定日： 年 月 日	☐
		双方に配偶者がいないことおよび宣誓をしようとする者以外とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。	☐
		宣誓をしようとする者が民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は除く。	☐
ファミ リーシ ップ	第 2 条	パートナーシップにある者の一方または双方の子、父母、３親等内の親族等であり、家族として協力しているまたは協力し合うことを約した関係であること。	☐
		パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他自治体のファミリーシップ制度を含む。）の関係にない。	☐
		ファミリーシップ対象者がファミリーシップに同意している。 １５歳未満の者である場合は、宣誓書において、親権者の自署による同意を得ている。	☐
		未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方または双方と生計が同一である。	☐
その他		利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問合せがあった場合、情報提供させていただきますので、ご了承ください。	☐
		証明書等を返還した場合、行政以外のサービスを利用されていたかは、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。	☐
		住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。	☐

市記入欄（本人確認書類）

氏名：	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名：	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）

(表面)

様式第2号(第7条関係)

第

号



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

宣誓日

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

年 月 日生

年 月 日生

【ファミリーシップ対象者】

年 月 日生

年 月 日生

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップおよびファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。

年 月 日

坂出市長 印

(裏面)

～この証明書の提示を受けられたかたへ～

坂出市では、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざしています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、みなさまが人生のパートナーおよび家族としていきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。

証明書の提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

注意事項

- 1 この証明書は、坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップまたはファミリーシップが解消されたとき。
 - (3) 一方が死亡したとき。
 - (4) 一方または双方が本市外へ転出したとき。

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		
通称名		
戸籍上の氏名		

特記事項（再交付した場合の年月日等を記載する。）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（表面）

		パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	
坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。			
第	号	宣誓日	年 月 日
パートナーシップ宣誓者			
様		様	
年 月 日生	年 月 日生		
年 月 日	坂出市長 印		

（裏面）

～この証明カードの提示を受けられたかたへ～	
この証明カードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、みなさまが人生のパートナーおよび家族として認め合い、日常生活において相互に協力しあうことを宣誓し、市がその宣誓を証明するものです。カードの提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。	
【特記事項】	
戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）	

ファミリーシップ対象者	

備考

- 1 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。
- 2 通称名を使用した場合は、特記事項欄に戸籍上の氏名を記載する。

年 月 日

坂出市長 殿

（申請者）氏 名

住 所

連絡先

（代筆者）氏 名

住 所

連絡先

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付を申請します。

交付番号	第 号	宣誓年月日	年 月 日
氏 名 (通称名)	()		()
生年月日	年 月 日	年 月 日	
再交付を 求める書類	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書 ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード		
再交付の理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他 ()		

備考

- 1 申請は、宣誓者本人に限るものとし、申請者が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができます。
- 2 毀損・汚損・改姓・改名した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードを返還してください。

市記入欄（本人確認書類）

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()

年 月 日

坂出市長 殿

（宣誓者）

氏 名	氏 名
住 所	住 所
連絡先	連絡先

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、宣誓内容等の変更を届け出ます。

交付番号	第 号	宣誓年月日	年 月 日
変更理由			
変更内容	変更前	変更後	
氏 名 (通称名)	()	()	
住 所			
電話番号			

【ファミリーシップ対象者の追加・解消】

変更理由			
対象者名	(親権者氏名：)		
生年月日	年 月 日	宣誓者との 戸籍上の関係	
住 所			
電話番号			

備考

- 1 ファミリーシップ対象者の追加・解消をする場合、パートナーシップ宣誓者およびファミリーシップ対象者の欄は自署してください。
- 2 15 歳未満の者を追加する場合は、親権者の自署による同意が必要です。
- 3 変更内容の確認できる書類を提出してください。

市記入欄（本人確認書類）

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（)

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

（届出者）

氏 名

氏 名

住 所

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 10 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等を返還します。

交付番号	第 号	宣誓年月日	年 月 日
氏 名 (通称名)	()		()
生年月日	年 月 日	年 月 日	
返還の理由	☐ パートナーシップの解消 ☐ 死亡 ☐ 坂出市からの転出 ☐ その他 ()		

備考

- 届出は、宣誓者本人に限るものとし、宣誓者本人が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができます。
- いずれか一方のみの届出の場合は、相手に返還届を提出した旨を自ら通知してください。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードを返還してください。

市記入欄（本人確認書類）

氏名	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
氏名	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

坂出市長 殿

（申立人）

氏 名

住 所

電話番号

生年月日 年 月 日（ 歳）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 1 2 条の規定により，パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書および証明カードから私の氏名を削除するよう申し立てます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の宣誓者に関する確認事項

宣誓者の氏名 （通 称 名）	（ ）	（ ）
宣誓者の住所		
宣誓者の連絡先		

備考

- 1 パートナーシップ宣誓者双方の氏名，住所，連絡先を記載してください。
- 2 申立人に交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードを提出してください。

市記入欄（本人確認書類）

氏名	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
----	-------------------------

様式第 8 号（第 10 条の 2 関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

坂出市長 様

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、以下のとおり申告します。

	申告者（パートナーシップ宣誓者）	
ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所	☐ 転入済 ☐ 転入予定	☐ 転入済 ☐ 転入予定
	（転入予定日： ）	（転入予定日： ）
連絡先電話番号		
確認事項	☐ 一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続している。	
	☐ 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものも含む。）がない。	
	☐ 申告があったことを坂出市に異動する前の構成自治体に通知することに同意する。	

	申告者（ファミリーシップ宣誓者）	
ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所	☐ 転入済 ☐ 転入予定	☐ 転入済 ☐ 転入予定
	（転入予定日： ）	（転入予定日： ）
連絡先電話番号		
確認事項	☐ パートナーシップにある者の一方または双方の子，父母，3 親等内の親族その他家族として協力している者であって，そのパートナーの双方と日常生活において相互に協力し合う関係を継続している。	
	☐ 申告があったことを坂出市に異動する前の構成自治体に通知することに同意する。	

注 「申告者（ファミリーシップ宣誓者）」欄については、欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用すること。